



## 建造中の共有船が初めて特定船舶導入計画の認定を取得

株式会社三浦造船所で建造している有限会社昭進汽船との共有船が、国土交通大臣から特定船舶導入計画の認定を受けました。これは内航船として第1号の認定となります。

令和3年5月に、いわゆる海事産業強化法が成立しました。これにより、造船・海運分野における特定船舶(優れた省エネ等装置を備えた船舶)導入計画の認定制度が創設され、鉄道・運輸機構は、共有比率の上限拡充と適用利率の低減により、同認定を受ける海運事業者の内航船建造を支援することとなりました。

これを受けて、有限会社昭進汽船は、率先して特定船舶に該当する共有船を建造することとし、株式会社三浦造船所と共同で特定船舶導入計画の認定申請を国土交通大臣に行った結果、今般、内航船の第一番船として特定船舶導入計画の認定を受けました。

鉄道・運輸機構は、引き続き、特定船舶を導入する共有船主の皆様、内航船への省エネ・環境対応技術の導入等に取り組む造船事業者の皆様による、同制度の活用を積極的に支援してまいります。

### 【建造船舶の概要】

共同建造事業者	有限会社昭進汽船(沖縄県那覇市)
船種	セメント運搬船
造船所	株式会社三浦造船所(大分県佐伯市)
竣工予定	令和5年3月
就航予定航路	安和(沖縄県名護市)～那覇
総トン数	約1,599 G/T
LBD	79.90×13.90×6.55(m)
主機出力	2,059 kW × 1基

### <本件に関するお問合せ先>

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
共有船舶建造支援部 建造支援課 中村、岡室  
TEL:045-222-9139

海事産業強化法に基づく計画認定・支援制度の全体像



機構における制度改正の概要

【令和3年度制度改正】  
「特定船舶※導入計画の認定を受けた船舶」について①共有比率の上限の拡充及び②利率軽減を実施。  
※環境負荷低減、安全、省力化の要件を満たす船舶

船舶共有建造制度のスキーム

